

平成31年度分

通所型サービスB地域支え合い型補助金 地域介護予防活動支援事業(げんきスポット)補助金 の手引き

「通所型サービスB地域支え合い型補助金」、「地域介護予防活動支援事業（げんきスポット）補助金」は、地域のボランティアグループなどが実施する「高齢者の通いの場」となる活動を資金的に支援する制度です。

◆通所型サービスB地域支え合い型事業とは

- ・通所型サービス（高齢者の通いの場）で、高齢者のうち要支援認定者と基本チェックリスト該当者（事業対象者）を対象とした介護予防活動です。

◆地域介護予防活動支援事業（げんきスポット）とは

- ・半田市内に住所を有する高齢者（65歳以上）すべてを対象とした介護予防につながる「通いの場」です。

◆補助対象となる団体

次の条件をすべて満たしている団体です。

- ・高齢者の介護予防のための活動を実施し、又は実施する計画があること。
- ・構成員（運営スタッフ）が2人以上であること。
- ・営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としたものでないこと。
- ・市内において事業を実施すること。
- ・事業を6か月以上継続して実施し、又は実施する体制が整備されていること。
- ・団体の活動を地域に広める取組を行い、又は行う計画があること。
- ・団体の活動への参加希望を広く受け入れること。
- ・利用高齢者の身体状況を把握し、市及び関係機関と連携すること。

☞補助対象団体の情報（活動日時・場所・内容など）については、今後、はんだ市報やホームページ等で公開することを予定しています。

◆補助対象となる活動

- ・地域住民主体の趣味活動、交流、会食、体操、運動等の高齢者のための自主的な通いの場を定期的に提供する活動であること。
- ・毎月2回以上開催し、1回あたりの実施時間が1時間以上であること。

平成31年度分

◆補助金の種類と内容

▶通所型サービスB地域支え合い型補助金

(半田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱 別表第4)

種 類	内 容	条件・補助限度額	
通所型サービスB地域支え合い型補助金	運営費補助	<p>活動の運営に必要な経費(★)に対する補助</p> <p>p.3「★対象となる経費」を参照</p>	<p><月2回開催></p> <p>1回あたりの平均実利用者*1が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5人以上15人未満 月額4,000円(上限) ・15人以上25人未満 月額6,000円(上限) ・25人以上 月額8,000円(上限) <p><月4回開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5人以上15人未満 月額8,000円(上限) ・15人以上25人未満 月額12,000円(上限) ・25人以上 月額16,000円(上限)
	立ち上げ支援補助	活動を新たに開始するために必要な経費に対する補助	<p>新たに活動を開始する場合、初年度のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1団体 年間30,000円(上限)
	講師謝金補助	高齢者の介護予防を目的とした研修会等を開催する場合に必要な講師謝金に対する補助	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体 年間10,000円(上限)
	施設利用補助	活動の実施にあたり、半田市内に所在する施設を利用する場合に必要な施設利用料に対する補助	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体 年間36,000円(上限)

利用者*1: 要支援1・2及び基本チェックリスト該当者(事業対象者)のことで。

平成31年度分

▶地域介護予防活動支援事業（げんきスポット）補助金

（半田市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱 別表第2）

種 類	内 容	条件・補助限度額	
地域介護予防活動支援事業（げんきスポット）補助金	運営費補助	活動の運営に必要な経費（★）に対する補助 下記「★対象となる経費」を参照	1か月あたりの利用高齢者数（延べ人数）が ・20人以上60人未満 月額2,000円(上限) ・60人以上100人未満 月額3,000円(上限) ・100人以上 月額4,000円(上限)
	立ち上げ支援補助	活動を新たに開始するために必要な経費に対する補助	新たに活動を開始する場合、初年度のみ ・1団体 年間30,000円（上限）
	講師謝金補助	高齢者の介護予防を目的とした研修会等を開催する場合に必要な講師謝金に対する補助	・1団体 年間10,000円（上限）
	施設利用補助	活動の実施にあたり、半田市内に所在する施設を利用する場合に必要な施設利用料に対する補助	・1団体 年間36,000円（上限）

★運営費補助の対象となる経費

（通所型サービスB、げんきスポット共通）p.5～6補助金Q&Aも参照ください

対象経費	内容
需用費	消耗品費、食糧費（飲酒及び親睦に要する費用を除く）、印刷製本費、修繕料、光熱水費等
役務費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費等
使用料及び賃借料	車両借上・リース料、機器借上・リース料等、ソフトウェア使用料、通行料、映像使用料等
備品購入費	対象事業に必要不可欠なものに限る。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

- ☞年度末の実績報告のときに、領収書（レシート）の写しをご提出いただきますので、きちんと保管しておいてください。
- ☞明らかに事業に不要であると判断できるものについては、補助対象外です。
- ☞運営費補助の対象となるかどうか判断に迷うものがありましたら、事前に半田市高齢介護課までお問い合わせください。

平成31年度分

◆補助金申請様式をパソコンで作成する場合

半田市ホームページで補助金申請様式のデータを公開していますので、ご利用ください。

<http://www.city.handa.lg.jp/kaigo/sougoujigyou/hojokin.html>

ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 通所型サービスB地域支え合い型事業、地域介護予防活動支援事業（げんきスポット）補助金の手続き等について←このように進むとたどり着きます。

◆年度末の実績報告に向けた準備について

実績報告のときに、参加者名簿、領収書（レシート）の写しをご提出いただきますので、作成および保管をお願いします。

◆お問い合わせ

半田市福祉部高齢介護課

〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地

TEL：0569-84-0644

FAX：0569-25-2062

E-mail：kaigo@city.handa.lg.jp

通所型サービスB・地域介護予防活動支援事業(げんきスポット)補助金Q&A

H31.1 半田市高齢介護課

Q1	公民館のエアコン使用料は領収書が出ないが、補助対象となるのか。	A1	エアコン使用料は施設利用補助として申請することができます。領収書は可能であれば、添付してください。領収書が出ない場合は、各団体でいつ、どれだけ使用したか記録しておくようにしてください。 ※年間36,000円(上限)が補助対象。
Q2	食糧費は、どのような取扱いか。	A2	<u>食べ物は、補助の対象外です。</u> ※調理実習(お菓子作りなど)にかかる材料費は補助の対象になります。 <u>飲み物は、補助の対象となります。</u> 【対象例】 ペットボトルのお茶、茶葉、コーヒー、ジュースなど ※コーヒー等に入れる砂糖、フレッシュは可。 ※酒類や高額な飲み物は対象外。
Q3	講師謝金補助は、どのような取扱いか。	A3	団体の会員やスタッフ向けに開催する研修会や講座の講師への謝礼金を補助するものです。 半田市健康づくり連絡協議会のリーダーへの謝礼金についても講師謝金補助の対象となります。 ※年間10,000円(上限)が補助対象。
Q4	団体の運営者(ボランティアなど)は、参加者数(利用者数)にカウントしてよいか。	A4	運営者として活動することも介護予防につながるため、対象者に該当する運営者については参加者数(利用者数)としてカウントすることができます。 ＜対象者＞ ・通所B: 要支援1・2及び事業対象者(基本チェックリスト該当者) ・げんきスポット: 半田市内に住所を有する65歳以上の方
Q5	他の機関からも補助金をもらうことを予定しているが、他の補助金をもらっていても申請することは可能か。	A5	通所型サービスB補助金、げんきスポット補助金については、他の補助金をもらっていても申請できます。ただし、他の補助金との合計金額が補助対象経費を超えることはできません。 ※老人クラブ助成金の対象となっている団体は、申請できません。 ※他の機関が交付している補助金の中には、重複ができない規定となっているものもありますので、ご確認をお願いします。
Q6	保険料は補助の対象となるか。	A6	団体として活動するうえで必要な保険料については、運営費補助の対象となります。
Q7	繰越金(予備費)はどのような取扱いか。	A7	収支予算書や収支決算書に繰越金(予備費)を計上していただいても大丈夫ですが、補助対象にはなりません。
Q8	補助金の振込口座の名義はどうしたらよいか。	A8	団体名義もしくは代表者名義の振込口座をご準備ください。
Q9	複数のげんきスポットに通う人は、どのようにカウントしたらよいか。	A9	複数のげんきスポットに通う人は、それぞれの団体が参加者としてカウントしていただいても大丈夫です。
Q10	参加者名簿の必須項目は何か。	A10	【通所B】 氏名、生年月日(年齢)、区分(要支援1・2、事業対象者、認定なし) 【げんきスポット】 氏名、生年月日(年齢)、住所地(半田市在住かどうか確認できれば、町名・番地の記載は不要です。)
Q11	団体が所管する部屋でサロンをしている場合の会場利用料やエアコン代は施設利用補助の対象となるか。	A11	施設利用補助の対象になりません。

H31通所B用

Q12	発表会で市外に行くときの交通費は、補助の対象となるか。	A12	参加者の活動発表のため、市外に行くときの交通費は対象になりません。運営スタッフの研修として、市外に視察に行く場合は対象となります。
Q13	個人で所有しているパソコンを使って、印刷物を作成した場合のインク代や紙代は補助の対象となるか。	A13	運営費補助の対象となります。
Q14	半田市健康づくり連絡協議会に加入するための会費は、補助の対象となるか。	A14	補助の対象になりません。
Q15	団体主催で開催する大会(囲碁・将棋大会など)での賞品は、補助の対象となるか。	A15	運営費補助の対象となります。 <例>賞状、額縁、賞品(トロフィー、日用品等) ※高額な賞品は対象外。 ※商品券や図書券などの金券類は対象外。

※補助の対象となるかどうか判断に迷うものがありましたら、事前に半田市高齢介護課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
 半田市高齢介護課
 TEL: 0569-84-0644(直通)
 E-mail: kaigo@city.handa.lg.jp

事業者登録

←平成31年度から新規登録する団体は、ここから

- <提出する書類>
- ①半田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定申請書
 - ②第1号事業者（通所型サービスB）の指定に係る記載事項（付表4）
 - ③スタッフ名簿、④活動内容が分かる資料、⑤個人情報保護に関する誓約書

事業採択申請・補助金交付申請

←平成30年度から継続の団体は、ここから

<提出する書類>

平成31年2月28日(木)まで

- ⑥半田市通所型サービスB地域支え合い型事業採択申請書（様式第1号）
- ⑦事業計画書及び収支予算書（様式第1号の別紙1）
- ⑧半田市通所型サービスB地域支え合い型補助金交付申請書（様式第4号）

半田市から事業採択決定通知書（様式第2号）、補助金交付決定通知書（様式第5号）が届く

補助金の概算払いを希望する場合

補助金の概算払いを希望しない場合

<提出する書類>

随時

- ⑨半田市通所型サービスB地域支え合い型補助金（精算・概算払）請求書（様式第12号）

半田市から概算払いで補助金を受領

実績報告

<提出する書類>

平成32年4月3日(金)〆切予定

- ⑩半田市通所型サービスB地域支え合い型補助金実績報告書（様式第10号）
- ⑪事業実績書 ⑫収支決算書
- ⑬参加者名簿 ⑭領収書（レシート）の写し

半田市から補助金確定通知書（様式第11号）が届く

補助金の精算

<提出する書類>

- ⑮半田市通所型サービスB地域支え合い型補助金（精算・概算払）請求書（様式第12号）

半田市から確定額の補助金を受領

※概算払いの金額よりも確定額のほうが高い場合、差額を追加で支払います。
 ⑮半田市通所型サービスB地域支え合い型補助金（精算・概算払）請求書（様式第12号）を提出してください。

※概算払いの金額よりも確定額のほうが低い場合、差額を返還していただきます。
 （半田市が送付する納付書で返還していただきます。）

通所型サービスB地域支え合い型事業の運営スタッフ事務費について

通所B運営スタッフにお願いしたいこと

■市や包括支援センター等の関係機関との連携

- ・基本チェックリスト実施（年1回以上）やセルフプラン作成の協力
- ・利用者の見守り
（例）利用者に何らかの異変（体調の変化、体の動きなど）を感じた場合や欠席が続く利用者がある場合、声かけや状況確認を行い、包括支援センターに連絡する。
- ・運営スタッフ向けの研修会への出席

☞「運営スタッフ事務費」が計上できます。（通所Bのみ）

- ・平成30年度の補助金申請から、通所型サービスB地域支え合い型事業を実施する団体のみ運営費補助のうちの10%までを「運営スタッフ事務費」として計上することができます。

開催頻度	1回あたりの平均実利用者数	運営費補助（上限）	運営スタッフ事務費※（上限）
月2回開催	5人以上15人未満	月4,000円のうち	月400円まで
	15人以上25人未満	月6,000円のうち	月600円まで
	25人以上	月8,000円のうち	月800円まで
月4回開催	5人以上15人未満	月8,000円のうち	月800円まで
	15人以上25人未満	月12,000円のうち	月1,200円まで
	25人以上	月16,000円のうち	月1,600円まで

※運営スタッフ事務費については、次の用途に充ててください。

- ・通信運搬費、郵便料（利用者、スタッフ間、市や関係機関との連絡をとるために必要なもの）
- ・燃料費・交通費（事業を実施する会場、利用者・スタッフ宅、市や関係機関に出向くときに要するもの）

平成31年度から新規で登録する
団体のみ提出が必要な書類です。

平成31年度分

様式第1号（第2条関係）

受付番号

半田市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号事業者指定申請書

平成31年2月28日

(宛先) 半田市長

所在地 **半田市東洋町二丁目●番地**
申請者 名称 **はんだふれあいクラブ**
代表者氏名 **半田 だし丸** 印

介護保険法第115条の45の5第1項に規定する事業所に係る指定を受けたいので、
下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ	ハンダフレアイカイ				
	名称	はんだふれあい会				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 475-●●●●) 半田市東洋町二丁目1番地 はんだ区民館 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号	0569-21-●●●●	FAX番号	0569-21-▲▲▲▲	
	法人の種類別		法人所轄庁			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ ハンダ ダシマル 氏名 半田 だし丸	生年月日 昭和●●年●月●日	
代表者の住所	(郵便番号 475-●●●●) 半田市東洋町二丁目●番地					
指定を受けようとする事業所の種類	フリガナ	同上				
	事業所等の名称	同上				
	事業所等の所在地	(郵便番号 -) 同上				
		電話番号	()	FAX番号	()	
		同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式
	介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業サービス		訪問型サービス現行サービス型		年 月 日	年 月 日
		訪問型サービスA介護専門型		年 月 日	年 月 日	付表1
		訪問型サービスB(生活支援型・地域支え合い型)		年 月 日	年 月 日	付表3
		通所型サービス現行サービス型		年 月 日	年 月 日	付表2
		通所型サービスA介護専門型		年 月 日	年 月 日	付表2
		通所型サービスB地域支え合い型	○	平成31年4月1日	年 月 日	付表4
			年 月 日	年 月 日		
	介護保険事業所番号				(既)	
	指定を受けている他市町村名					
	医療機関コード等					

備考1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください
2 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

添付資料として、

- ・付表4
- ・スタッフ名簿
- ・活動内容が分かるもの
- ・個人情報保護に関する誓約書の提出も必要です。

- 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

**平成31年度から新規で登録する
団体のみ提出が必要な書類です。**

<付表4の記入例>

付表4		第1号事業者(通所型サービスB)の指定に係る記載事項											
団体名等	フリガナ	ハンダフレアイカイ											
	名称	はんだふれあいかい											
	所在地 (会場の場所)	(郵便番号 475-●●●●) 半田市東洋町二丁目1番地 はんだ区民館											
	連絡先	電話番号	0569-21-●●●●					FAX番号	0569-21-▲▲▲▲				
代表者	フリガナ	ハンダ ダシマル				住所 ※非公開	(郵便番号 475-●●●●)						
	氏名	半田 だし丸					半田市東洋町二丁目1番地						
	生年月日 ※非公開	昭和●●年●月●日											
活動内容等	開催日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日			
						○				お盆、年末年始			
	開催時間	平日	9:00 ~		12:00		土曜			日曜・祝日			
		備考		第1・3木曜日									
	参加費(自己負担額)	1回 200 円											
通常の事業実施地域	① 亀崎地区		② 乙川地区		③ 半田地区		④ 成岩地区		⑤ 青山地区				
	⑥ 市内全域		※実施地域の番号に○を付けてください。										
添付書類	スタッフ名簿、活動内容の分かるもの、個人情報保護に関する誓約書												
備考	1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載する場合は別様に記載した書類を添付してください。												

**スタッフ名簿、活動内容の分かるものについては、
様式は自由です。**

**平成31年度から新規で登録する
団体のみ提出が必要な書類です。**

個人情報保護に関する誓約書

半田市長 殿

私どもは、介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報保護法その他の法令を遵守するとともに、業務上知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしないことを誓います。

この業務で取り扱う情報は、重要な個人情報を含むことから、本件業務の従事者に対し、個人情報保護についての教育を徹底するとともに、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の厳格な管理のために万全の措置を講じることを誓います。

平成**31**年 **2**月**28**日

団体名 はんだふれあいクラブ

代表者氏名 半田 だし丸

印

平成31年度分

半田市通所型サービスB地域支え合い型事業採択申請書

事業採択申請書の日付
「平成31年2月28日」

半田市長 殿

代表者の住所・電話番号をご記入ください。

(住所) **半田市東洋町二丁目●番地**

(団体名) **はんだふれあいクラブ**

(代表者名) **半田 だし丸** (印)

(電話番号) **0569-21-●●●●**

半田市通所型サービスB地域支え合い型事業の採択を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名称 はんだふれあい会
- 2 事業期間 平成31年4月1日 から 平成32年3月31日まで
- 3 交付申請予定額 金143,000円

内訳	運営費補助	72,000円
	立ち上げ支援補助	30,000円
	講師謝金補助	5,000円
	施設利用補助	36,000円

平成31年4月1日以降に、新たに団体を立ち上げ、事業を開始する場合に申請できます。

- 添付書類
- (1) 事業計画書 (別紙1)
 - (2) 収支予算書 (別紙2)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

「通所型サービスB地域支え合い型補助金」(半田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱別表第4)の補助額を参考に算定してください。

この記入例の場合は、月2回の開催で、1回あたりの平均実利用者数(要支援1・2及び事業対象者(基本チェックリスト該当者)の平均人数)が20人なので、補助額は月額6,000円(上限)です。

1年間事業を実施するので、**6,000円×12か月=72,000円(上限)**となります。

また、講師を招き、年1回、健康講座を開催するため、5,000円の講師謝金補助を申請しています。はんだ区民館(室料1,000円+空調費500円)を年間24回利用するため、施設利用補助も併せて申請しています。

事業計画書

事業名称	はんだふれあい会	
実施団体	はんだふれあいクラブ	
事業内容	開催日	第1・3木曜日 9:00~12:00
	実施場所	半田市東洋町二丁目1番地 はんだ区民館
	内容	健康体操、脳トレ、茶話会、手芸、各種講座を実施する。
	平均実利用者 *1見込人数	平均20人
備考	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>要支援1・2及び事業対象者 (基本チェックリスト該当者)の 平均人数の見込みを記入し てください。</p> </div>	

*1 要支援1・2及び事業対象者（基本チェックリスト対象者）のことです。

収支予算書

収入

(単位:円)

科目	金額	内訳
半田市通所型サービスB地域 支え合い型補助金	143,000円	72,000円(運営費補助) 30,000円(立ち上げ支援補助) 5,000円(講師謝金)、36,000円(施設利用)
クラブ参加費	48,000円	100円×20人×24回
計	191,000円	

支出

(単位:円)

科目	金額	内訳
消耗品費		
	10,000円	コーヒーカップ 7500円(税込)×20個
	10,000円	皿 500円(税込)×20枚
	60,000円	数字盤 3,000円(税込)×20個
	20,000円	バランスボール 1,000円(税込)×20個
	5,000円	ストップウォッチ 1,000円(税込)×5個
	7,000円	カセットデッキ 7,000円(税込)×1個
	1,000円	コピー用紙 1,000円(税込)×1締
	5,800円	インクカートリッジ 5,800円(税込)×1個
	3,000円	油性マジックセット 750円(税込)×4組
	1,000円	折り紙 200円(税込)×5組
	7,200円	運営スタッフ事務費
	18,000円	親睦会お弁当 900円×20個※
	2,000円	お茶菓子一式 2,000円(税込)※
	5,000円	健康講座講師 5,000円×1回
	36,000円	はんだ区民館利用料(室料+空調費) (1,500円×24回)
食糧費		
講師謝金		
施設利用料		
計	191,000円	

運営費補助、立ち上げ
支援補助対象経費
合計**130,000円**

収入の合計と
支出の合計を一致させて
ください。

通所Bは、運営費補助のうちの10%までの金額を運営スタッフ事務費として計上できます。

※親睦に要する食糧費なので、補助対象外です。

講師謝金補助、施設利用補助の対象となります。

この例の場合、運営費補助、立ち上げ支援補助対象経費合計が**130,000円**で、補助上限(年間**102,000円**)を超えているので、**102,000円**が補助対象となります。

※記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

平成31年度分

様式第4号

半田市通所型サービスB地域支え合い型補助金交付申請書

補助金交付申請書の日付
「平成31年4月1日」

平成31年4月1日

半 田 市 長 殿

(住所) 半田市東洋町二丁目●番地

(団体名) はんだふれあいクラブ

(代表者名) 半田 だし丸

印

(電話番号) 0569-21-●●●●

半田市通所型サービスB地域支え合い型補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業名称 はんだふれあい会

2 事業期間 平成31年4月1日 から 平成32年3月31日 まで

3 交付申請額 金143,000円

内訳	運営費補助	<u>72,000円</u>
	立ち上げ支援補助	<u>30,000円</u>
	講師謝金補助	<u>5,000円</u>
	施設利用補助	<u>36,000円</u>

事業採択申請書(様式第1号)に記載した金額と同じ額をご記入ください。

■通所型サービスB地域支え合い型参加者名簿 作成例

- ・名簿の必須項目→氏名、生年月日(年齢)、
区分 (要支援1・2、事業対象者、認定なし)

半田市通所型サービスB地域支え合い型事業 参加者名簿													団体名 (<u>はんだふれあいクラブ</u>)			
	氏名	生年月日	区分	4/6	4/20	5/4	5/18	/	/	/	/	/	/	/	/	
1	半田 太郎	昭和18年10月7日	要支援1 事業対象者	○	×	○	○									
2	兼洋 花子	昭和16年6月22日	要支援1 事業対象者	○	○	○	○									
3	亀崎 正 ※	昭和20年9月12日	要支援1 事業対象者	×	○	○	○									
4			要支援1 事業対象者													
5			要支援1 事業対象者													
6			要支援1 事業対象者													
7			要支援1 事業対象者													
8			要支援1 事業対象者													
9			要支援1 事業対象者													
10			要支援1 事業対象者													
11			要支援1 事業対象者													
12			要支援1 事業対象者													
13			要支援1 事業対象者													
14			要支援1 事業対象者													
15			要支援1 事業対象者													
16			要支援1 事業対象者													
17			要支援1 事業対象者													
18			要支援1 事業対象者													
19			要支援1 事業対象者													
20			要支援1 事業対象者													

※亀崎 正さんは、認定なしのため、平均実利用者数には含まれません。